

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則ほか 3 規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 20 日

松江市長

上 是 昭 仁

松江市規則第 63 号

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

松江市規則第 64 号

松江市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

松江市規則第 65 号

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 66 号

松江市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年松江市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第 25 条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ _____ _____ 4 時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間)	第 25 条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、休憩時間の始めまで連続し、休憩時間の終わってから連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間を超えない範囲内の時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)</u>とする。 (介護時間)
第 25 条の 3 略 2 介護時間は、1 日を通じ _____ _____ 2 時間(育児休業法第 19 条第 1 項の規定による <u>同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する</u> 部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等</u>	第 25 条の 3 略 2 介護時間は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、休憩時間の始めまで連続し、休憩時間の終わってから連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間(育児休業法第 19 条第 1 項の規定による _____ 部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)</u>を超えない範囲内の時間とする。

に対する意向確認等)

第 35 条 条例第 19 条第 1 項第 1 号に規定する
申出職員の仕事と育児との両立に資する
制度又は措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する
部分休業
- (3) 条例第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定
により育児短時間勤務職員等について週
休日を設け、又は勤務時間を割り振ること。
- (4) 条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により
早出遅出勤務をさせること。
- (5) 条例第 9 条第 1 項の規定により深夜
勤務をさせないこと。
- (6) 条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定
により時間外勤務をさせないこと。
- (7) 別表第 2 の 9 の項又は別表第 2 の 2
の 8 の項に規定する育児時間休暇
- (8) 別表第 2 の 10 の項又は別表第 2 の 2
の 9 の項に規定する妻の出産補助休暇
- (9) 別表第 2 の 11 の項又は別表第 2 の 2
の 10 の項に規定する夫の育児参加休暇
- (10) 別表第 2 の 12 の項又は別表第 2 の 2
の 11 の項に規定する子の看護等休暇
- (11) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第
4 号の規定により職員の休憩時間を短縮
すること。

2 条例第 19 条第 1 項第 1 号の規定により申
出職員に知らせる事項は、次に掲げる事項
とする。

- (1) 前項各号に掲げる制度又は措置

(2) 前号の申告先、請求先又は申出先

(3) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 70 条の 5 第 1 項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合には、次の各号のいずれかの方法(第 3 号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。)によつて行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいい、以下この号及び次条において「電子メール等」という。)を送信する方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

4 条例第 19 条第 1 項第 3 号又は第 2 項第 3 号の職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 始業又は終業の時刻

(2) 勤務の場所

(3) 業務量の調整

5 条例第 19 条第 2 項の対象職員が複数の 3 歳に満たない子を養育している場合において、そのうち 1 人の子に係る次項に規定す

る期間内に条例第 19 条第 2 項の規定による措置を講じた時点がその他の子に係る次項に規定する期間の始期の到来前であるときは、当該その他の子に係る当該期間内に条例第 19 条第 2 項の規定による措置を講じなければならない。

6 条例第 19 条第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

7 条例第 19 条第 2 項第 1 号に規定する対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置は、第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 9 号から第 11 号までに掲げる制度又は措置とする。

8 条例第 19 条第 2 項第 1 号の規定により対象職員に知らせる事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項に規定する制度又は措置

(2) 前号の請求先、申告先又は申出先

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 36 条 条例第 19 条の 2 第 1 項の仕事と介護との両立に資する制度又は措置は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 条例第 9 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 2 項又は第 3 項の規定により時間外勤務をさせないこと。

(7)～(9) 略

2 条例**第 19 条の 2** 第 1 項の規定により職員に知らせる事項は、次に掲げる事項とする。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 35 条 条例第 19 条 第 1 項の仕事と介護との両立に資する制度又は措置は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 条例第 9 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 2 項又は第 3 項の規定により超過勤務をさせないこと。

(7)～(9) 略

2 条例**第 19 条** 第 1 項の規定により職員に知らせる事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) 略 (3) 地方公務員等共済組合法_____ _____第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項 3 条例第 19 条の 2第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次の各号のいずれかの方法(同条第 1 項の規定による場合における第 3 号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 電子メール等_____ _____ _____ _____ _____ を送信する方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) 4 条例第 19 条の 2第 1 項の面談その他の措置は、次に掲げるもの(第 3 号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。)とする。 (1)～(3) 略 第 37 条～第 39 条 略	(1)・(2) 略 (3) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項 3 条例第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次の各号のいずれかの方法(同条第 1 項の規定による場合における第 3 号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいい、以下この号及び次項第 3 号において「電子メール等」という。) を送信する方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) 4 条例第 19 条第 1 項の面談その他の措置は、次に掲げるもの(第 3 号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。)とする。 (1)～(3) 略 第 36 条～第 38 条 略
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

松江市職員の育児休業等に関する規則（平成 17 年松江市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（育児休業の期間の延長の請求手続） 第 3 条 略 （1） 略 （2） 条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当して____いる育児休業 （3） 条例第 2 条の 4 の規定に該当して____いる育児休業 2 略 （育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付） 第 12 条 任命権者は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。<u>ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。</u>	（育児休業の期間の延長の請求手続） 第 3 条 略 （1） 略 （2） 条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当して<u>して</u>いる育児休業 （3） 条例第 2 条の 4 の規定に該当して<u>して</u>いる育児休業 2 略 （育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付） 第 12 条 任命権者は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。

(1)～(4) 略 (部分休業をすることができる非常勤職員の勤務日数等) 第 13 条の 2 条例第 19 条第 2 号の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの_____ _____とする。 (部分休業の承認の請求<u>等</u>の手續) 第 14 条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更</u>は、<u>部分休業承認請求書兼部分休業簿</u>(様式第 4 号)により行うものとする。 2 略 様式第 2 号(第 5 条関係) 養育状況変更届 略 記 1 届出の事由 ☒ <u>子の保育園への入所が決まった。</u> ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 略 様式第 4 号(第 14 条関係) <u>別紙のとおり</u>	(1)～(4) 略 (部分休業をすることができる非常勤職員の勤務日数等) 第 13 条の 2 条例第 19 条第 2 号の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの<u>であって、かつ、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの</u>とする。 (部分休業の承認の請求____手續) 第 14 条 部分休業の承認の請求_____ _____は、<u>部分休業承認請求書</u>_____ (様式第 4 号)により行うものとする。 2 略 様式第 2 号(第 5 条関係) 養育状況変更届 略 記 1 届出の事由 ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 略 様式第 4 号(第 14 条関係) <u>別紙のとおり</u>
---	---

様式第4号(第14条関係)

部分休業承認請求書 兼 部分休業簿

年 月 日 (任命権者) 様 請求者 所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 職員番号 _____ 下記のとおり請求します。(年度)			
1 請 求 区 分	☐ 第1号	1日につき2時間を超えない範囲内	
	☐ 第2号	1年につき規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内	
	☐ 変 更	☐ 第1号⇒第2号 ☐ 第2号⇒第1号	
2 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生年月日	年 月 日	
3 請 求 期 間 ※第1号部分休業の場合に記載	期 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日	☐ その他 ()
4 変 更 年 月 日 及び変更理由	変 更 年 月 日	変更理由	
	年 月 日		
5 備 考			

1. この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
2. 第1号部分休業の承認の請求の場合は別紙1、第2号部分休業の承認の請求の場合は別紙2を任命権者へ提出すること。
3. 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を別紙3に記入すること。

(別紙1) 第1号部分休業

職員番号() 所属() 氏名()

請求日	休業の承認の請求をする期間				任命権者 確認
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			

(別紙2) 第2号部分休業

第2号部分休業の時間数	時間	分
-------------	----	---

職員番号() 所属() 氏名()

[illegible]

(別紙3) 第1号部分休業

職員番号() 所属() 氏名()

請求日	休業の承認を取り消された時間				任命権者 確認
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から	時 分まで			
	時 分から	時 分まで			
月 日	時 分から				

<改正前>

様式第4号(第14条関係)

部 分 休 業 承 認 請 求 書

(任 命 権 者)		請求年月日		年 月 日	
様		請求者 所 属			
次のとおり部分休業の承認を請求します。		職 名			
		氏 名			
記					
1 請 求 に 係 る 子					
氏 名					
続 柄 等					
生 年 月 日	年 月 日生				
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
3 備 考					

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- 2 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□にはレ印を記入すること。

(裏面)

[illegible]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成 30 年松江市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前				
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)				
(1)～(6) 略			(1)～(6) 略				
(7) 松江市総合体育館			(7) 松江市総合体育館				
(ア) 冷房及び暖房			(ア) 冷房及び暖房				
利用区分	基準額(1 時間につき)		利用区分	基準額(1 時間につき)			
施設名	略	アマチュアスポーツ以外の催物_____に利用する場合	施設名	略	アマチュアスポーツ以外の催しもの_____に利用する場合		
	略			略			
略			略				
(イ) 略			(イ) 略				
(ウ) 設備利用料			(ウ) 設備利用料				
設備名等		基準額	備考	設備名等		基準額	備考
略				略			
吊下式映像装置	略	略	アマチュアスポーツ以外の催物_____に利用する場合に限る。	吊下式映像装置	略	略	アマチュアスポーツ以外の催しもの_____に利用する場合に限る。
			1 日につき				1 日につき
略				略			
(8)・(9) 略				(8)・(9) 略			
(10) 鹿島総合体育館				(10) 鹿島総合体育館			
(ア) 略				(ア) 略			

(イ) 設備利用料金				
設備名等		区分	基準額(1日につき)	備考
略				
シ ー ト	メインアリーナ全面	略	略	スポーツ以外の <u>催物</u> に限る。
	メインアリーナ半面			
	サブアリーナ全面			
長机 1脚				会議室・控室以外の、スポーツ以外の <u>催物</u> に限る。
折りたたみ椅子 1脚				

(ウ) 略

(11)～(24) 略

(イ) 設備利用料金				
設備名等		区分	基準額(1日につき)	備考
略				
シ ー ト	メインアリーナ全面	略	略	スポーツ以外の <u>催しもの</u> に限る。
	メインアリーナ半面			
	サブアリーナ全面			
長机 1脚				会議室・控室以外の、スポーツ以外の <u>催しもの</u> に限る。
折りたたみ椅子 1脚				

(ウ) 略

(エ) 特別教室

区分		基準額
年会費		2,200 円
指定練習	強化育成コース	月額 7,700 円
且	強化選手コース	月額 8,250 円

(11)～(24) 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

松江市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する認可を行うこと及び同条第7項に規定する休止又は廃止の承認を行うことについて、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年松江市条例第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、事業開始3か月前までに乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第3条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴かなければならない。

(認可通知)

第4条 市長は、第2条の認可の申請に対し、認可するときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）を、認可しないときは乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(乳児等通園支援事業の休止又は廃止)

第5条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者が、当該乳児等通園支援事業を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ乳児等通園支援事業休止（廃止）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、地域の保育の実情を勘案し、承認するときは乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書（様式第5号）を、承認しないときは乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(乳児等通園支援事業の認可内容の変更)

第6条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者が、認可の申請の際に届け出た内容について変更があるときは、乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第7号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住所又は所在地

名 称

代 表 者 氏 名

乳児等通園支援事業認可申請書

乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型 ）

2 乳児等通園支援事業の事業所の名称

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

（〒 — ）

松江市

4 事業開始の予定年月日

年 月 日

5 提出資料

(1) 事業計画書

(2) その他必要書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項の規定により次のとおり認可します。

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 事業の種類

乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型 ）

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4 設置年月日

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記により不認可としたので、児童福祉法第34条の15第6項の規定により通知します。

記

理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。ただし、当該裁決があった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住所又は所在地

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

乳児等通園支援事業休止（廃止）申請書

年 月 日付けで認可を受けた乳児等通園支援事業を休止（廃止）したいので、
児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 休止（廃止）の理由
- 4 現に保育を受けている児童に対する措置
- 5 休止予定期間（廃止予定日）
年 月 日から 年 月 日まで
（廃止予定日 年 月 日）

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）については、承認したので通知します。

記

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 事業の種類

乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型 ）

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4 休止期間（廃止日）

年 月 日から 年 月 日まで

（廃止日 年 月 日）

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）については、
下記により不承認としたので通知します。

記

理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、提起することができます。ただし、当該裁決があった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

乳児等通園支援事業認可事項変更届

（あて先）松江市長

届出者 住所又は所在地

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

年 月 日付けで認可を受けた乳児等通園支援事業の認可事項について、下記のとおり変更した（する）ので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更（予定）年月日